

経営発達支援計画の概要

実施者名 (法人番号)	堺商工会議所（法人番号 9120105000346）
実施期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日
目標	<p>●小規模事業者の販路開拓の実現 大手・中堅製造業、大手小売業等の需要動向を把握し、小規模事業者の販路開拓・拡大を支援する商談会・物産展・販路開拓セミナー等を開催するとともに、その後の小規模事業者のフォロー支援を強化することで、小規模事業者の販路開拓の実現を図る。</p> <p>●新たな小規模事業者の創出と小規模事業者の廃業の抑制 新たな小規模事業者の創出を目指すとともに、創業後の安定経営に向けた支援の強化を図り、開業率の向上、雇用機会の創出に繋げる。また、経営指導員等による伴走型支援及び専門家の支援を強化し、後継者不在並びに経営不振による小規模事業者の廃業の抑制を図る。</p> <p>●小規模事業者への相談対応の強化 小規模事業者へ需要動向を情報提供すると共に事業計画作成、商談会、ブランド発信事業、事業承継支援等ワンストップ相談支援サービスの強化により、小規模事業者の持続的発展に繋げていくことを目指す。 小規模事業者の目線に立った「的確な経営状況の把握能力」「相談者の“本当のニーズ”を汲み取る能力」に始まる『伴走型支援に必要なスキル』を習得し、支援に有用な人的ネットワークの構築を目指す。</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の経済動向調査 ・経営指導員による窓口・巡回相談 ・専門家による創業・経営相談 ・創業支援セミナー、創業ゼミによる創業支援事業 ・事業承継支援事業（専門家による事業承継計画書の作成支援） ・経営安定特別相談室の専門家による簡易診断等による支援事業 ・需要動向調査 ・多業種型総合展示会による情報発信・販路開拓支援事業 ・ものづくりマッチング商談会による販路開拓・販売促進支援事業 ・逆マッチング形式商談会による販路開拓支援事業 ・地元産品の物産展による販売促進支援事業 ・IT関連セミナーによる情報発信・販売促進支援事業 ・地域ブランド事業による情報発信・イメージ向上事業 ・中小企業における人材確保・人材育成（定着率向上）支援事業 <p>等の様々な事業を重層的、かつ連携させ実施することにより、目標の実現を目指す。</p>
連絡先	<p>本所（所在地）大阪府堺市北区長曾根町130番地23 （電話番号）072-258-5581</p> <p>美原支所（所在地）大阪府堺市美原区北余部661番地4 （電話番号）072-362-0011</p> <p>ホームページアドレス：http://www.sakaicci.or.jp</p>

(別表1)

経営発達支援計画

経営発達支援事業の目標

【堺市の概況】

当所が立地する堺市は、中世の頃より海外交易により発展し、自由・自治の都市としてわが国を代表する商業・貿易の町として栄えたものの、以後第2次世界大戦をはじめとする数々の災難にも遭いながらも、常に進取の気風と不屈の精神により挫折することなく発展してきた。特に高度経済成長期には、沿岸部の重化学工業コンビナート建設に併せ、南部丘陵には大阪南部のベッドタウンである泉北ニュータウンが造成され、市の様相は大きく変貌し、日本を代表する工業都市として発展。現在では人口約84万人を有する政令指定都市である。

堺市製造業の立地特性は、臨海部に石油・化学エネルギーや製鉄業等の素材型産業や、物流産業、中小企業団地が立地し、内陸部には刃物・自転車等の伝統産業はじめ、優れた技術を有する中小・小規模の機械・金属加工産業が立地している。

商業面においては、大阪市に隣接するという立地特性から大阪市への流出という影響を受けているものの、南大阪地域における販売力指数は高く、小売業の年間商品販売額では約50%に達する等、南大阪地域の中では高い中心性を備えている。しかし、大阪市に約20%の消費流出があり、政令指定都市の中で比較すると、中心性指数・販売力指数が低い状況である。

また、関西国際空港に近接しており、国内外の観光客が増加しつつあり、併せて、現在、堺市では、大阪府、羽曳野市、藤井寺市とともに、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録を目指しており、世界文化遺産登録が実現されれば、更なる観光客の増加が見込まれる。

このような状況の下、堺市行政においては、政令指定都市の権限を最大限に活かし、区を中心とした市政運営により、魅力ある“安全・安心”で魅力あるまちづくりを行うため、市民の「愛着」と「誇り」を醸成するとともに、『企業立地・投資促進条例』等産業振興のための諸施策が講じられている。

《堺市の立地》



【地域小規模事業者の現状と課題】

製造業においては、“刃物・自転車・線香・敷物・昆布・注染和晒”の伝統産業をはじめ、伝統産業の技術を活かした機械器具製造業等、卓越した技術と製品を有する小規模事業者が多い。また、沿岸部を中心に大企業が立地していることから輸送用機械・農業機械・電気製品関連企業の下請企業が多く存在する。

特に、伝統産業においては、堺特有の分業制も多く、他の追随を許さぬ伝統技術を有しているが、後継者育成に時間がかかることやその後継者が不足していること、また折角需要があっても大量生産に対応できないことから、更なる販路拡大に課題を抱えている。

大企業や中小企業からの下請け受注に頼る小規模製造業においては、中小企業にも波及する海外進出の影響を大きく受け、海外展開に対応できない小規模製造業者は優れた技術と多種多様な対応能力を有しながらも、受注機会を失っている状況も少なくない。

一方、商業面においては中心市街地の活性化策は講じられてはいるものの、百貨店・郊外型スーパーをはじめ大型商業施設の進出により、市内商店街・小売市場をはじめ、地域小売商業は疲弊する一方であり、消費喚起型の商品券事業等の諸施策を講じられても、市場競争に勝つことは非常に難しく、後継者不在も相まって、廃業もあとを絶たず空き店舗が増加する一方である。

サービス業関連では、関西国際空港に近接しているにも拘わらず、ホテル等の宿泊施設の不足や飲食店での受け入れ態勢の出遅れもあって、折角の訪日外国人観光客受け入れや消費による経済波及効果を楽しむことができない現状にある。

なお、堺市における小規模事業者数は、下表のとおり全事業所の88.8%を占めているなか、事業所数及び従業者数ともに減少傾向にあり、円滑な事業承継や創業・第2創業等による開業率の向上、廃業の抑制を図ることが喫緊の課題となっている。

《堺市の事業所数及び小規模事業者数（従業員19人以下）》

全事業所数 29,198社、小規模事業者数 25,931社（88.8%）

業種	小規模事業者数 (小規模の割合)	業種割合 (小規模)	全事業所数
製造業	2,681社 (82.2%)	10.3%	3,259社
建設業	2,250社 (92.4%)	8.7%	2,433社
卸・小売業	9,873社 (90.4%)	38.1%	10,927社
サービス業	10,132社 (89.6%)	39.1%	11,309社
その他	995社 (78.3%)	3.8%	1,270社
合計	25,931社 (88.8%)		29,198社

※平成24年経済センサス-活動調査結果から抽出

《堺市における小規模事業者数及従業者数の推移》

	平成21年	平成24年
堺市における従業員19人以下の事業所数	約28,000件	約25,000件
堺市における従業者数	約336,000人	約302,000人

*統計データは、平成21年経済センサス-基礎調査、平成24年経済センサス-活動調査結果から抽出。

【商工会議所の取組みの現状と課題】

市内小規模事業者の振興発展を有効に推進するために、各種景気観測に加え地域産業動向調査においては、四半期ごとに時宜の背景に直面した課題の分析を行うための調査を行うとともに、小規模事業者支援に活かすため業界ヒアリングを行い、相談指導體制の重点項目に定めている。

しかしながら、小規模事業者ごとに複雑多岐に亘る課題の把握が不十分であることや、分析方法に時間を要しタイムリーな支援に反映できていない部分もある。

また、ここ数年は小規模事業者の販路開拓は非常に大きな課題であることから、地元小規模事業者が直接大手・中堅の製造業や大手小売業への売り込みができる逆マッチング型商談会を開催している。

大手・中堅企業からは、市内小規模事業者の製品や技術情報が得られる場として、一定の評価を得ている一方、小規模事業者は、需要動向を探るところから始まるマーケティング能力が低いために、折角の販路開拓機会を有効に活かしきれず、需要開拓に至らないケースが多くなっている。需要動向をしっかりと把握し、売れ筋商品情報や製品の改良等買い手側のニーズに基づいた提案を行い、併せて販路開拓の実現に至るまでのフォローアップ支援等、販路拡大支援を強化していくことが課題である。

また、数多くの観光資源を有する堺市にあって、国内外を問わず観光客受け入れ体制が整っていない部分も多い。そこで、宿泊業や小売・飲食業界にも協力を要請し、行政との連携のもと、南大阪地域全般の地元小規模事業者支援を行うため、小売・飲食店や名所旧跡ガイドブックの作成による誘客支援を行うとともに、イラスト等による表示等外国人受入体制の充実支援も図っているが、現時点ではその重要性の意識が非常に低いことから、観光業以外の飲食・小売・サービス業等関係小規模事業者に対し、観光関連産業となり得るビジネスチャンスを見逃さないよう意識啓発を行うとともに受け入れノウハウ習得支援を行う必要がある。

【中長期的な振興のあり方】

地域経済の基盤を支えている小規模事業者の振興・発展支援は商工会議所に課せられた最大かつ不変の使命であり、小規模事業者の売上増加・利益確保、資金調達、コスト削減等の競争力強化は必要不可欠である。

そこで、商工会議所としては、堺の高い技術力や優れた商品を有する小規模事業者を広くPRし、知名度向上を通じて販路開拓支援が重要である。小規模事業者の強みの追求から販路開拓機会の創出、アフターフォロー支援に至るまでの伴走型支援を行っていく。

●小規模製造業（特に機械金属関連）の振興

堺市にあっては鉄砲作りから派生した、刃物や自転車、そしてベアリング等機械金属関係の小規模事業者が多く、機械・金属加工関連の小規模事業者が多く、これら「ものづくり小規模事業者」の技術力・マーケティング力等の競争力を高めることが、地域経済全体の底上げに繋がるものと考えられる。

●小規模商業サービス業の振興

商業・サービス業においても、隣接の大阪市等の市外への消費流出を抑制するため、小規模事業者ならではの売り込みは非常に重要であり、それぞれの事業所における強みを抽出し、商談会や展示会等の販路開拓支援の創出、IT活用セミナー等を通じて販売促進手法等の支援を充実させていく。

●創業と事業継続

国の「産業競争力強化法」による「創業支援事業計画」を活用して、小規模事業者の創出と創業後の支援の強化を図るとともに、後継者不在による廃業を阻止する事業承継支援、並びに経営安定支援にて小規模事業者の事業継続を図る。

市内小規模事業者の売上増加・利益の確保、さらには新たな小規模事業者の創出、小規模事業者の事業承継の実現を図ることで、小規模事業者の雇用推進にも繋げ、地元小規模事業者の総合的な持続的発展に努める。

【経営発達支援計画の目標及び取り組み方針】

これらの現状と課題を踏まえ、下記の目標・取り組み方針を掲げ、市内小規模事業者に寄り添った支援を強化し、市内小規模事業者の売上増加・利益の確保の実現に向け、様々な販路開拓支援を実施するとともに、新たな小規模事業者の創出、廃業の抑制の実現を図る。

●小規模事業者の販路開拓の実現

経営指導員等の伴走型支援による小規模事業者の現状を的確に把握した上で、大手・中堅製造業、大手小売業等の需要動向を把握し、小規模事業者の販路開拓・拡大を支援する商談会・物産展・販路開拓セミナー等を開催するとともに、その後の小規模事業者のフォロー支援を強化することで、小規模事業者の販路開拓の実現を図る。

●新たな小規模事業者の創出と小規模事業者の廃業の抑制

国の「産業競争力強化法」による「創業支援事業計画」を活用して、様々な創業支援に組み込み、新たな小規模事業者（創業者）の創出を目指すとともに、創業後の安定経営に向けた支援の強化を図り、開業率の向上、雇用機会の創出に繋げる。また、経営指導員等による伴走型支援及び専門家の支援を強化し、後継者不在並びに経営不振による小規模事業者の廃業の抑制を図る。

●小規模事業者への相談対応の強化

経営指導員等が、小規模事業者の複雑多岐に亘る経営課題の把握に努め、需要動向を情報提供すると共に事業計画作成、商談会、ブランド発信事業、事業承継支援等ワンストップ相談支援サービスの強化により、小規模事業者の持続的発展に繋げていくことを目指す。

そのため、経営発達支援事業の実施期間中にベテラン経営指導員のノウハウや経験を若手経営指導員等に承継しつつ、経営発達支援の“質”を維持・向上させ、小規模事業者の目線に立った「的確な経営状況の把握能力」「相談者の“本当のニーズ”を汲み取る能力」に始まる『伴走型支援に必要なスキル』を習得し、支援に有用な人的ネットワークの構築を目指す。

経営発達支援事業の内容及び実施期間

(1) 経営発達支援事業の実施期間（平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日）

(2) 経営発達支援事業の内容

I. 経営発達支援事業の内容

1. 地域の経済動向調査に関すること【指針③】

堺市内の経済動向を 4 半期毎に調査・分析する「地域産業経営動向調査」を実施することにより、市内企業の経営動向を把握、小規模事業者への経営支援に活用するとともに、ホームページ等で公開することにより、域内小規模事業者への情報提供を行う。

尚、これまでの取組みでは、調査結果を公開するにとどまっていたが、今後は、経営指導員や専門相談員等の個別事業者支援の際に、調査結果（経済動向）を踏まえ、小規模事業者や創業希望者にアドバイスを行う。

(事業内容)

- ・業況、売上高、採算、資金繰り、雇用人員、設備投資等に関する調査を行う。
 - * 上述の固定された項目を継続的に調査し、地域経済動向を時系列で把握することで、過去との比較を行いながら以下の支援が有効に行えるようにする。
- ・調査実施時期にトピックスとなる項目（例えば、円安・円高の影響）を、必要に応じて特別質問として加えることにより、伴走型支援に有効な情報収集・分析を行う。
- ・調査対象は、市内企業 800 社（建設業、製造業、卸・小売業、サービス業と分類し、各 200 社を抽出）とする。
- ・必要に応じて、大阪府、堺市等が取りまとめた統計データや民間信用調査会社から情報を収集する。

(目標・活用方法)

- ・タイムリーな調査データを収集するため、年間 4 回（四半期毎）に調査を行う。
- ・調査データの有効性を高めるために、回収率 50%以上を目標とする。
- ・調査結果は速やかに集計し、当所ホームページに掲載することにより、域内小規模事業者の事業計画の立案時等に活用可能な環境を作る。
- ・調査結果や収集した情報を分析し、専門相談員（中小企業診断士等）とともに、小規模事業者等を対象とした個別支援（伴走型支援）における事業計画書策定支援、事業計画策定後の支援、新たな需要の開拓支援の際等に、参考資料や根拠資料等として活用する。
- ・小規模事業者支援に最も有効な事業となるように、調査結果を商談会・物産展やセミナー等の企画・立案時に参考とする。

2. 経営状況の分析に関すること【指針①】

小規模事業者の持続的発展に向け、経営指導員の巡回・窓口相談による「事業所カルテ」の作成等を通じて、小規模事業者の経営分析を行う。更に、中小企業診

断士による「創業・経営相談窓口」を設置し、相談者の現状把握・経営分析を行う。

また、現状のまま推移すれば、倒産の恐れがある小規模事業者等からの相談に対しては、経営指導員による支援に加え、「経営安定特別相談室」における商工調停士・専門相談員（弁護士・中小企業診断士等）による的確な現状把握・経営分析を行う。

更に、事業承継支援の場においても、事業承継コーディネータによる個別企業の現状把握・経営分析を行う。

尚、現在までと同様に、今後も以下の全ての取組みについて、地域の状況・小規模事業者のニーズの変化に対応し、相談方法・相談場所等の事業実施方法に工夫を加え、改善を図る。また、今後の支援では、地域の経済動向調査の分析結果を経営状況の把握時に活用する。

以下に記載の事業は、支援メニューとしては独立しているが、今後の支援では、経営指導員による窓口・巡回相談から、「創業・経営相談窓口」「経営安定特別相談室」「事業承継支援事業」における支援に繋げ、また、これらの支援後に、経営指導員による窓口・巡回相談を継続することにより、伴走型支援の効果を高める。

（事業内容）

- (1) 地域の経済動向（外部要因）を踏まえた上で、経営指導員による窓口・巡回相談により、支援先（小規模事業者）の商品・サービス・製造技術・ノウハウ、従業員・財務内容等の現状把握、競合分析、及び、「強み」「弱み」（改善点）等についての経営分析を行い、支援先毎のカルテに記載するとともに、これを相談者に伝え、必要に応じて、後述の事業計画書策定・実施支援等の各種支援に繋げる。
- (2) 中小企業診断士による「創業・経営相談窓口」を設置し、地域の経済動向（外部要因）を踏まえた上で、支援先（小規模事業者）の商品・サービス・製造技術・ノウハウ、従業員・財務内容等の現状把握、競合分析、及び、「強み」「弱み」等についての経営分析を行い、支援先毎のカルテに記載するとともに、これを相談者に伝え、「強み」の強化、「弱み」の改善に向けたアドバイスを実施するとともに、後述の事業計画書策定・実施支援等の各種支援に繋げる。（毎週火・水曜日の午後）
- (3) 経営安定特別相談室の専門相談員（商工調停士）による個別事業者の簡易診断により、地域の経済動向（外部要因）を踏まえた上で、支援先（小規模事業者）の商品・サービス・製造技術・ノウハウ、従業員・財務内容等の現状把握、競合分析、及び、「強み」「弱み」（改善点）等についての経営分析を行い、支援先毎のカルテに記載するとともに、事業者に伝え、後述の事業計画書策定・実施支援等の各種支援に繋げる。
- (4) 事業承継支援事業における事業承継コーディネータによる個別事業者の事業承継計画書立案を前提とした現状把握・経営分析（資産負債の実態把握・分析、後継予定者の有無を含めた状況把握）を行い、支援先毎のカルテに記載するとともに、後述の事業計画書策定・実施支援等の各種支援に繋げる。

支援内容	現状	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
事業所カルテ 作成件数 (経営状況の分析を行う件数)	800件	860件	870件	880件	890件	890件
創業・経営相談 窓口相談件数 (経営状況の分析を行う件数)	180件	200件	200件	200件	200件	200件
経営安定特別 相談室における 簡易診断件数 (経営状況の分析を行う件数)	7件	10件	10件	10件	10件	10件
事業承継支援事業 における事業承継 計画書作成件数 (経営状況の分析を行う件数)	5件	5件	6件	6件	6件	6件

3. 事業計画策定支援に関すること【指針②】

上記による支援を踏まえ、小規模事業者等が経営課題を解決するための事業計画策定支援等により、伴走型の支援・助言を行い、相談者の事業継続、及び持続的発展を図る。

また、当所は、堺市が作成し、国の認定を受けた「産業競争力強化法」に基づく「創業支援事業計画」の実施に際しての中核的な立場であり、創業支援を実施するにあたっては、当該計画に則った事業実施となる。尚、当該計画は、平成26年度から4年計画であり、平成29年度で終了となるため、平成30・31年度については、継続的に創業支援事業を実施することを前提としている。

そこで、創業希望者からの個別相談を経営指導員が窓口相談にて受け、専門的な知見が必要となる場合には、中小企業診断士による「創業・経営相談窓口」（毎週火・水曜日の午後）を活用し、創業実現から安定経営まで、伴走型による支援・助言を行う。また、創業希望者を対象に、創業に必要な基礎知識の習得を目的に「創業支援セミナー」を開催するとともに、創業に関する基礎知識の習得に加え、創業計画書作成方法までを学ぶ「創業ゼミ」を開催する。

(事業内容)

- (1) 経営指導員による窓口・巡回相談により、支援先（小規模事業者）の事業計画書策定支援を行う。計画策定後は、計画の実現に向けた支援を行うとともに、必要に応じて、計画の見直しの支援を行う。
- (2) 経営安定特別相談室の専門相談員（商工調停士）が、個別事業者に対する「事業の改善提案」を盛り込んだ「簡易診断書」を作成、これに基づく経営改善の実現に向け、継続的に支援を行う。
- (3) 事業承継支援事業における事業承継コーディネータによる個別事業者の事業承継計画書の作成支援を行う。
- (4) 経営指導員による窓口相談により、創業希望者に対しては創業実現から安定経営までの支援（創業計画立案、開業手続支援、創業融資の活用、販路獲得・販売促進・PR支援等）をトータルで実施する。
- (5) 中小企業診断士による「創業・経営相談窓口」を設置し、創業実現から安定経営までの支援（創業計画立案、開業手続支援、創業融資の活用、販路獲得・販売促

- 進・PR支援等)を実施する。(毎週火・水曜日の午後)【指針②】
- (6)創業に必要な基礎知識の習得を目的に、「創業支援セミナー」を開催する。(座学、1日・6時間のセミナーを想定。)受講者に対しては、上記(4)(5)の取組みにより、創業から安定経営までの支援をトータルで実施する。【指針②】
- (7)創業に必要な基礎知識の習得に加えて、創業計画書を作成することを目的とした「創業ゼミ」を開催する。(実習を含む講座、4日間・延べ24時間での実施を想定。)受講者に対しては、上記(4)(5)の取組みにより、創業から安定経営までの支援をトータルで実施する

支援内容	現状	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
経営指導員による個別事業者支援のうち、事業計画書作成支援件数	260件	190件	190件	190件	190件	190件
経営安定特別相談室における簡易診断件数	7件	10件	10件	10件	10件	10件
事業承継支援事業における事業承継計画書作成件数	5件	5件	6件	6件	6件	6件
経営指導員による個別事業者支援のうち、創業支援者数	12件	30件	30件	30件	30件	30件
創業・経営相談窓口相談件数	180件	200件	200件	200件	200件	200件
「創業支援セミナー」受講者数	60人	60人	60人	60人	60人	60人
「創業ゼミ」受講者数	33人	30人	30人	30人	30人	30人

4. 事業計画策定後の実施支援に関すること【指針②】

上記による支援を踏まえ、小規模事業者等が経営課題の解決に取り組むにあたり、伴走型の支援・助言を行い、相談者の事業継続、及び持続的発展を図る。

尚、創業希望者からの個別相談を経営指導員が窓口相談にて受け、専門的な知見が必要となる場合には、中小企業診断士による「創業・経営相談窓口」(毎週火・水曜日の午後)を活用し、創業実現から安定経営まで、伴走型による支援・助言を行う。更に、創業後、間もない事業者をターゲットとした「交流会」を適宜開催し、経営が不安定になりがちな、創業者のフォローを行う。

(事業内容)

- (1)経営指導員による窓口・巡回相談により、支援先(小規模事業者)の事業計画の実現に向けた支援を行うとともに、必要に応じて、計画の見直しの支援を行う。
尚、支援先が事業計画の実現に向け取組む際に外部資金を必要とする場合は、円滑

に調達できるよう、日本政策金融公庫の「小規模事業者経営発達支援融資制度」や「小規模事業者経営改善資金融資制度」等の活用を積極的に支援する。

- (2) 経営安定特別相談室の専門相談員（商工調停士）が、個別事業者に対し作成した「事業の改善提案」を盛り込んだ「簡易診断書」に基づく経営改善の実現に向け、継続的に支援を行う。
- (3) 事業承継支援事業における事業承継コーディネータによる個別事業者の事業承継計画の作成後は、経営指導員が計画の実現に向けた支援を行うとともに、必要に応じて、計画の見直しの支援を行う。
- (4) 経営指導員による窓口相談により、創業希望者に対しては創業実現から安定経営までの支援（創業計画立案、開業手続支援、創業融資の活用、販路獲得・販売促進・PR支援等）をトータルで実施する。
- (5) 中小企業診断士による「創業・経営相談窓口」を設置し、創業実現から安定経営までの支援（創業計画立案、開業手続支援、創業融資の活用、販路獲得・販売促進・PR支援等）を実施する。（毎週火・水曜日の午後）

支援内容	現状	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
経営指導員による個別事業者支援のうち、事業計画書作成支援後のフォロー件数	260件	190件	190件	190件	190件	190件
経営安定特別相談室における簡易診断後のフォロー件数	7件	10件	10件	10件	10件	10件
事業承継支援事業における事業承継計画書作成後のフォロー件数	5件	5件	6件	6件	6件	6件
経営指導員による個別事業者支援のうち、創業支援者数	12件	30件	30件	30件	30件	30件
創業・経営相談窓口相談件数	180件	200件	200件	200件	200件	200件

5. 需要動向調査に関すること【指針③】

現在、業種団体ヒアリング、商談会の事前アンケート等により業種や個社の需要を把握しているが、基礎データの多面的分析が弱く、調査結果の活用方法も当所ホームページ公開等だけに留まっている。また、活用方法を個々の経営指導員の判断に委ねていたため、それを活用する経営指導員間での個人差があり、当所として共通した認識のもとに小規模事業者の戦略的な販路開拓支援をはじめとする持続的発展に向けた支援ができていない。

そこで、今後は個者の小規模事業者に活用することに着目した需要動向調査及び広く地域内の小規模事業者に活用することに着目した需要動向調査を実施し、調査によって得た基礎データを小規模事業者が的確な経営判断や販路開拓、新商品の開発等に活用ができるよう多面的に分析・整理する。そして、全ての経営指導員が情

報を共有・活用できる体制を構築し、巡回や窓口相談等において小規模事業者へ提供するとともにホームページや会報等でも情報提供を行う。

(事業内容)

(1) 当所商談会（逆マッチング商談会）に出展する大手・中堅製造業、大手小売業（百貨店・スーパー等）の需要動向調査

（支援対象者）逆マッチング商談会に来場する小規模事業者

（情報の入手方法）逆マッチング商談会に出展する買い手となる「大手・中堅の機械金属製造業」及び「大手小売業者（百貨店・スーパー等）」への商談会の事前・事後アンケート調査

（調査項目）《大手・中堅機械金属製造業》

- ・ 価格、部材、材質、加工内容、形状、発注ロット等の具体的な発注企業のニーズ（事前アンケート）

- ・ 来場した小規模事業者個々及び全体の商品力・マーケティング力等の評価（事後アンケート）

《大手小売業（百貨店・スーパー等）》

- ・ 消費者が求める商品（トレンド、デザイン、価格帯、大きさ、色等）、大手小売業者と新規取引するための取引条件等（事前アンケート）

- ・ 来場した小規模事業者個々及び全体の商品力・マーケティング力等の評価（事後アンケート）

（活用方法）事前アンケートの情報については、来場を予定している売り手である小規模事業者に提供し、逆マッチング商談会での商談成約に向けた支援に活用する。

事後アンケートの情報については、分析・整理してその後の小規模事業者の事業計画作成・製品開発並びに販売促進支援等に活用する。また、今後の新たな需要の開拓に寄与する事業の拡充・新規事業の企画検討に活用する。

(2) 各種業種団体の需要動向調査

（支援対象者）運輸・情報、繊維、商業、食品、機械金属、一般工業、理財金融、化学・エネルギー、建設、サービスの各業界の小規模事業者及び伝統産業に関連する小規模事業者

（情報の入手方法）各種業種団体（運輸・情報、繊維、商業、食品、機械金属、一般工業、理財金融、化学・エネルギー、建設、サービス）を代表する企業及び伝統産業計 30 社に対し、経営指導員等が 4 半期ごとに直接ヒアリングし、業種毎に分析・整理。

（調査項目）業種毎のトレンド情報、時流トピックス（インバウンド、原油下落等）に関する業界毎の動向等

（活用方法）調査・分析した結果は、関連する小規模事業者に対し、事業計画作成、販路開拓支援の基礎資料とし、小規模事業者がニーズに合った商品開発や販路開拓に活用できるように提供する。また、ホームペ

ージや会報等でも広く公開し、多くの小規模事業者が活用できるようにする。

(3) 各種業界新聞、経済誌等からの需要動向調査

(情報の入手方法) 日経、日経流通、日経産業、日刊工業新聞等の業界新聞、『月間 事業構想』等の経済誌等から、小規模事業者に販路開拓に有益だと思われる情報を収集する。

(調査項目) 業界トレンド情報、売れ筋商品。

(活用方法) 毎日情報収集した情報は、月1回、「月日別」、「業界別」等ごとに整理した上で、業界トレンド情報、売れ筋商品等の分析を行う。分析結果を、経営指導員等が情報共有できるようファイリングし、関連する小規模事業者に対し、事業計画作成、販路開拓支援の基礎資料とし、巡回・窓口相談時に、小規模事業者がニーズに合った商品開発や販路開拓に活用できるように提供する。

(4) 情報の分析

得られた情報については「業界別」、「商品別」、「顧客別」等に分類・整理し、前期の調査結果との動向分析や、文献や他の機関が公表する資料情報との比較分析を行う。また、小規模事業者に分かりやすく提供するために中小企業診断士等の専門家と連携して分析・基礎資料の作成を行う。

(5) 調査結果の全体の活用・提供方法

小規模事業者へホームページや会報等で公開するだけでなく、全ての経営指導員等が需要動向調査の結果をファイリング・報告書等で共有し、事業計画作成、販路開拓支援の基礎資料とし、小規模事業者がニーズに合った商品開発や販路開拓に活用できるように提供する。さらに、当所が今後の新たな需要の開拓に寄与する事業の拡充・新規事業の企画検討に活用する。

支援内容	現状	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
大手・中堅製造業者のニーズ調査件数	100件	100件	100件	100件	100件	100件
大手小売業者等のバイヤーに対するニーズ調査件数	35件	35件	35件	35件	35件	35件
各種業種団体の需要動向調査件数	30件× 4回	30件× 4回	30件× 4回	30件× 4回	30件× 4回	30件× 4回
業界新聞・経済誌等の情報の分析実施回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回

6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関する事【指針④】

地域における小規模事業者を中心とした中小企業の販路開拓支援・販売促進支援を目的に、展示会、商談会を開催する。

(事業内容)

- (1) 当所・大阪商工会議所・大阪府商工会連合会の主催、その他の大阪府内各商工会議所・商工会の共催で、多業種型総合展示会を開催し、域内事業者の販路開拓、技術力・企画力・特色のある商品等の情報発信に関する支援を行う。
- (2) 大手・中堅ものづくり企業が発注側企業として出展し、小規模事業者を中心とした中小ものづくり企業が受注側企業として来場する商談会を開催し、技術力はあるものの、営業力が相対的に低いため、受注増に繋がっていない中小ものづくり企業の販路開拓を支援する。
- (3) 魅力的な商品を取扱っていないながら、営業力や販売ルートが不足しているため、新たな取引先を開拓できない中小・小規模事業者に対する販路開拓支援を目的に、大手小売店等をブース出展者とし、最終消費財等を取り扱う小規模事業者等が各ブースで商品の営業を行う「逆マッチング形式」の商談会を開催する。
- (4) 特徴のある商品開発等で、地域産業を担っている小規模事業者や、和・洋菓子等でこだわりの食品の製造・小売を行う小規模事業者の中には、広域からの集客を期待できる「商品力」を有しているが、自社・店単独では広域PRを展開する場やノウハウを有していないため、販売機会を逸しているケースが多い。そこで、これら事業者が一堂に会するフェアを開催し、販売促進の支援を行う。
(地元産品の物産展)
- (5) ホームページやFacebook等のITツールを活用することによって、販路拡大方法の習得を目指すセミナーを開催する。【指針④】

支援内容	現状	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
多業種型総合展示会出展企業数	60社	50社	50社	50社	50社	50社
ものづくり企業商談会来場企業数	142社	160社	160社	160社	160社	160社
逆マッチング形式商談会来場企業数	201社	190社	190社	190社	190社	190社
地元産品物産展出展企業数	90社	80社	80社	80社	80社	80社
IT支援関連セミナー受講者数	340人	340人	340人	340人	340人	340人

II. 地域経済の活性化に資する取組

1. 地域ブランド事業『堺ブランド「堺技衆」さかいわざしゅう認証事業』

堺市内には、優秀な技術を有しているにもかかわらず、知名度の低さから市場において優位性を保つことができない企業が多い。

当事業は、そうした優秀な技術を有している企業を発掘し、当所がブランド企業として認証することにより、対象企業の知名度向上と、高い技術を有する産業集積地としての堺地域のイメージアップという相乗効果を図ることを目的に実施する。

(事業内容)

- (1) 地元有識者による堺ブランド推進会議において、今後の「堺技衆」の方向性を検討する。
- (2) 検討結果を受けて、既存認証企業のPR活動、認証企業間の交流事業や、「堺技衆」自体の認知度向上、及び、新規認証企業の募集・継続認証の審査を適宜行う。尚、新規認証等の際には、堺市等の行政機関や学識経験者、地元産業界の代表者等で構成する「堺技衆審査会」を開催し、認証について審査する。

項目	現状	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
ブランド力向上事業 (取り組み回数)	4回	5回	5回	5回	5回	5回
「堺技衆」 認証企業数	88社	88社	88社	88社	88社	88社

2. 地元産品の物産展事業

特徴のある商品開発等で地域産業を担っている小規模事業者や、和・洋菓子等でこだわりの食品の製造・小売を行う小規模事業者等が一堂に会する物産展を開催し、堺市のみならず、近隣市町村の住民に「メイドイン堺」の商品の魅力を発信し、地域のにぎわいを創出する。

尚、物産展の実施にあたっては、各年度の状況に応じて、堺市内を中心とした各種団体・企業の後援・協力により、地域と一体となった事業展開を目指す。(平成26年度は、3機関からの後援、21団体・企業の協力により事業を実施した。)

支援内容	現状	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地元産品物産展 来場者数	21,000人	24,000人	24,000人	24,000人	24,000人	24,000人

3. 中小企業人材確保支援事業

学生等の就職内定率が改善傾向にある中、学生の安定志向・大企業志向は強まっており、大企業の採用活動が更に活発化すれば、自ずと中小企業の人材不足がより悪化することが懸念されている。また、平成24年の厚生労働省「雇用動向調査」によると、従業員1,000人以上の企業の常用労働者(大卒採用者)の1年後の離職率が7.8%に対し、従業員5人以下の小規模事業者では32.4%と、定着率の低さが際立っており、安定した経営を継続するための妨げとなっている。

そこで、都市活力の源泉である中小・小規模事業者の持続的発展に不可欠な『人材確保から人材(従業員)の定着率の向上』に重点を置いて事業を展開する。

- (1) 地元中小企業が優秀な人材と巡り合える機会を提供するため、主に大学等の新卒者、若年者を対象とした合同企業説明会を開催する。
- (2) 高卒等の若年層の人材を求める中小企業の経営者等が各校を訪問し、高校2年生等を対象に企業説明を行うとともに、企業の魅力を伝える機会を提供する。また、中小企業の経営者等と高校の進路指導担当者との意見交換会を開催する。
- (3) 自社で特別な研修を行うことができない小規模事業者等の新入社員を対象に、「社会人としての心構え」等に関する研修（新入社員教育基礎講座）を開催する。
- (4) 入社2～5年程度の若手社員を対象に、実習を交えながら、企画提案力等のビジネスの基本スキルを習得させ、やる気の向上を目指す研修（若手社員ステップアップ研修）を開催し、今後の企業経営の中核となる優秀な人材を育成する。

支援内容	現状	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
合同就職説明会 参加企業数	53社	50社	50社	50社	50社	50社
意見交換会 参加企業数	40社	30社	30社	30社	30社	30社
新入社員教育基礎講座 受講者数	85人	60人	60人	60人	60人	60人
若手社員ステップアップ 研修受講者数	54人	40人	40人	40人	40人	40人

Ⅲ. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組

1. 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関すること

【産官学による連絡会議】

当所、堺市、(公財)堺市産業振興センター、(株)さかい新事業創造センター（インキュベーション）、大阪府立大学の担当者による各機関の支援施策（補助金・融資・セミナー・交流会等）や、支援成果等に関する情報交換を目的とした「中小企業支援担当者会議」を開催する。（年間6回程度）

2. 経営指導員等の資質向上等に関すること

日本商工会議所が主催する各種研修や、大阪府商工会連合会が主催する経営指導員研修について、毎回設定されるテーマの内、市内小規模事業者の支援に必要と思われるテーマに関しては、経営指導員が積極的に参加する。研修に参加した経営指導員は、研修で得た知識や支援ノウハウについて、速やかに報告書を作成し、これを全経営指導員が確認することで、経営指導員の資質向上を図る。

また、経営支援経験の少ない経営指導員を対象とした、内部勉強会（年間10回程度）を開催し、ベテラン経営指導員が、小規模事業者への経営支援に必要な基本的なスキル（確定申告書・決算書から読み取れる内容、窓口・巡回相談時に留意すべきポイント等）について説明・指導することにより、経営支援における基礎能力の向上を図る。

3. 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

毎年度、本計画に記載の事業の実施状況及び成果について、以下の方法により評価・検証を行う。

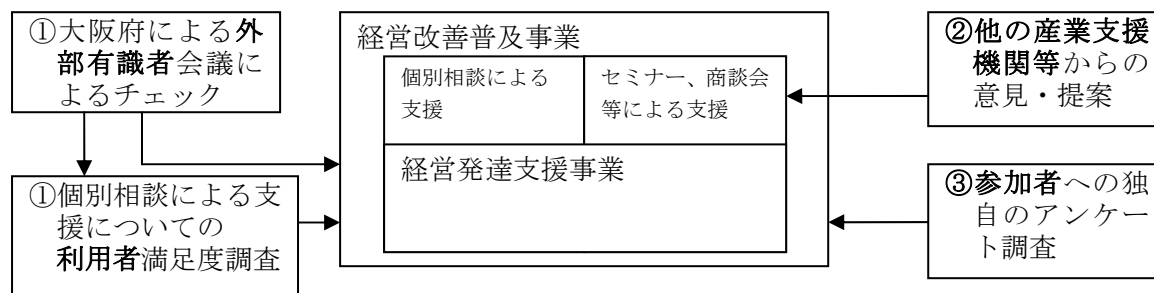
- ① 経営改善普及事業全般に関して、大阪府内の商工会議所は、大阪府による外部有識者会議において検討された「事業評価」のフィードバックを受け、事業内容を見直す体制が構築されており、チェック機能が働いている。

特に、個別企業に対する経営支援については、大阪府が実施する「経営指導に関する満足度調査」（アンケート調査）が支援先に対し直接実施されている。

よって、当所では、大阪府からのフィードバックを活用し、具体的に事業の見直しを行い、改善に役立てる。また、当該評価に関する会議録等は、大阪府のホームページに掲載・公表されている。加えて、当所でもこれらを事務局内に配架し、小規模事業者が閲覧可能な状態にする。

- ② 前述の「中小企業支援担当者会議」において、自治体・産業支援機関・大学の担当者から、当所の経営発達支援事業に関する意見や改善提案等を受ける機会を作り、事業実施に役立てる。
- ③ セミナーや、商談会等については、参加者アンケートを必ず行い、事業の評価・改善に役立てる。
- ④ セミナーや、商談会等の結果については、当所のホームページに掲載・公表する。
- ⑤ ①～④の結果を受けて、当所事務局の管理職を中心とした会議を実施し、事業の改善・見直しの検討を行う。次に、検討結果を反映させた次年度事業計画（案）を、当所議員総会において審議、決定することにより、各種評価を活かした事業展開を実現させる。

また、個別企業支援の充実のために、大阪府が実施したアンケート調査の結果を参考に、内部勉強会の内容の見直し・充実を図る。



(別表 2)

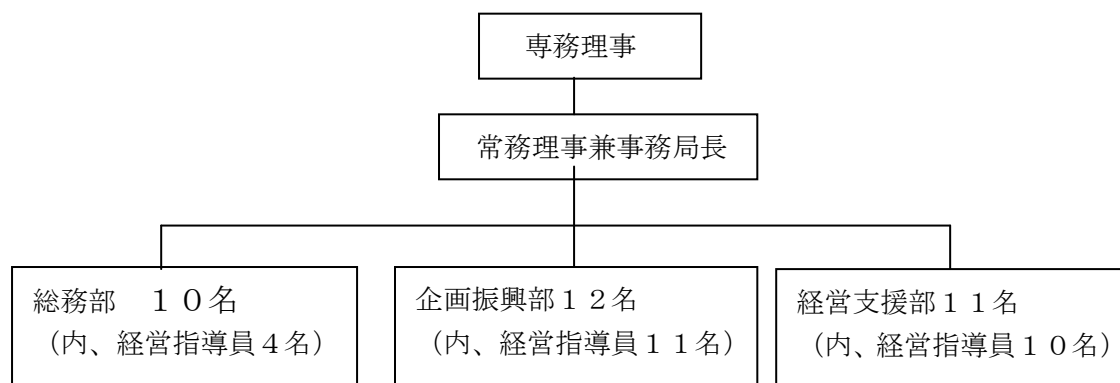
経営発達支援事業の実施体制

経営発達支援事業の実施体制

(平成 28 年 1 月 5 日現在)

(1) 組織体制

◆実施体制、及び組織体制



事務局職員数 33名 (専務理事 1名・常務理事 1名を除く)

【経営指導員 25名、事務局員 8名】

(2) 連絡先

堺商工会議所 本 所 (所在地) 大阪府堺市北区長曾根町 130 番地 23
(電話番号) 072-258-5581

美原支所 (所在地) 大阪府堺市美原区北余部 661 番地 4
(電話番号) 072-362-0011

ホームページアドレス : <http://www.sakaicci.or.jp>

(別表 3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	28年度 (28年4月以降)	29年度	30年度	31年度	32年度
必要な資金の額	195,880	195,880	195,880	195,880	195,880
小規模事業経営支援事業費	195,880	195,880	195,880	195,880	195,880

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、国補助金、大阪府補助金、堺市補助金、堺市委託金、セミナー等受講料 参加料

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施する場合の連携に関する事項

連携する内容
該当なし。
連携者及びその役割
連携体制図等